

## ○港区立上下水道施設上部利用公園条例

### (目的)

第一条 この条例は、上下水道施設の上部を利用した公園(以下「公園」という。)の設置及び管理について必要な事項を定め、公園の健全な発達と利用の適正化を図り、公共の福祉の増進と生活文化の向上に寄与することを目的とする。

### (名称及び位置)

第二条 公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
港区立芝浦中央公園	東京都港区港南一丁目二番二十八号
港区立芝給水所公園	東京都港区芝公園三丁目六番七号

### (行為の制限)

第三条 公園内では、次の行為をしてはならない。ただし、あらかじめ区長の許可を受けた場合は、この限りでない。

- 一 公園の原状を変更し、又は用途外に使用すること。
  - 二 広告宣伝をすること。
  - 三 指定した場所以外の場所へ車等を持ち入れ、又は留め置くこと。
  - 四 物品販売その他の営業行為をすること。
- 2 前項ただし書の許可を受けようとする者は、区規則で定める事項を記載した申請書を区長に提出しなければならない。
- 3 第一項ただし書の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、区規則で定める事項を記載した申請書を区長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 4 区長は、第一項ただし書又は第三項の許可に公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

### (許可の特例)

第四条 第八条第一項又は第二項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第一項ただし書又は第三項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第五条 公園内では、次の行為をしてはならない。

- 一 植物を採集し、又は損傷すること。
- 二 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- 三 立入禁止区域に立ち入ること。
- 四 公園内の土地又は物件を損壊すること。
- 五 ごみその他の汚物を捨てること。
- 六 前各号のほか、公園の管理上支障がある行為をすること。

(使用の制限)

第六条 区長は、公園の管理のため必要があると認めるときは、公園の使用を制限することができる。

(休園日等)

第七条 公園の休園日は、一月一日から同月三日まで及び十二月三十一日とする。ただし、区長が必要と認めるときは、臨時に休園することができる。

2 公園の開園時間は、区規則で定める。

(公園の占用)

第八条 公園に工作物その他の物件又は施設(以下「物件等」という。)を設けて公園を占用しようとする者は、区規則で定める事項を記載した申請書を区長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、区規則で定める事項を記載した申請書を区長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、当該変更が区規則で定める軽易なものであるときは、この限りでない。

3 第一項の規定による公園の占用の期間は、三年を超えない範囲内において区規則で定める期間を超えることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

4 区長は、第一項又は第二項の許可に係る公園の占用が、次の各号に適合する

と認められる場合に限り、許可を与えることができる。

- 一 当該申請に係る物件等が区規則で定めるものであること。
  - 二 当該申請に係る占用が公衆の公園の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむをえないものであること。
- 5 第三条第四項の規定は、第一項及び第二項の占用の許可について準用する。

#### (公園の占用料)

第九条 区長は、公園を占用する者から別表の範囲内において区規則で定める  
占用料を徴収する。

- 2 前項の占用料の徴収方法は、区規則の定めるところによる。

#### (権利の譲渡等の禁止)

第十条 公園の占用の許可を受けた者は、その権利を譲渡し、又は転貸すること  
とはできない。

#### (占用料の不還付)

第十一条 既納の占用料は還付しない。ただし、区長が相当の理由があると認め  
たときは、その全部又は一部を還付することができる。

#### (占用料の減免)

第十二条 区長は、相当の理由があると認めたときは、占用料の全部又は一部  
を免除することができる。

#### (原状回復)

第十三条 公園を占用した者は、占用期間が満了したとき又は占用を廃止した  
ときは、直ちに公園を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復  
することが不適當な場合においては、この限りでない。

- 2 区長は、公園を占用した者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状  
に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(監督処分)

第十四条 区長は、次の各号の一に該当する者に対して、この条例の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、公園を原状に回復すること若しくは公園から退去することを命ずることができる。

- 一 この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
  - 二 この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
  - 三 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者
- 2 区長は、次の各号の一に該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。
- 一 公園に関する工事のためやむをえない必要が生じた場合
  - 二 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合
  - 三 その他公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむをえない必要が生じた場合
- 3 区長は、前二項の規定により処分をし、又は必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ当該処分をされ、又は当該措置を命ぜられるべき者について聴聞を行わなければならない。ただし、その者が聴聞に応じないとき又は緊急やむをえないときは、この限りでない。

(監督処分に伴う損失の補償)

第十五条 区は、この条例の規定による許可を受けた者が前条第二項の規定により処分をされ、又は必要な措置を命ぜられたことによつて損失を受けたときは、その者に対し通常受けるべき損失を補償しなければならない。

(届出)

第十六条 次の各号の一に該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかに区規則で定める事項を記載した届出書を区長に提出しなければならない。

- 一 第八条第一項若しくは第二項の許可を受けた者が、公園の占用に関する工事を完了したとき。

- 二 前号に掲げる者が、公園の占用を廃止したとき。
- 三 第一号に掲げる者が、第十三条第一項の規定により公園を原状に回復したとき。
- 四 第十四条第一項又は第二項の規定による措置を命ぜられた者が、当該工事を完了したとき。

(指定管理者による管理)

第十七条 区長は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて区長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、公園の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- 一 公園施設の維持及び修繕に関する業務
- 二 公園施設の案内に関する業務
- 三 公園の利用の促進に関する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める業務

(指定管理者の指定)

第十八条 指定管理者としての指定を受けようとする者は、区規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切に公園の管理を行うことができると認める者を指定管理者に指定するものとする。

- 一 前条各号に掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること。
- 二 安定的な経営基盤を有していること。
- 三 公園の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理ができること。
- 四 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理ができること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、区規則で定める基準

3 区長は、前項の規定による指定をするときは、効率的かつ効果的な管理を考慮し、指定の期間を定めるものとする。

(指定することができない法人等)

第十九条 区長は、区議会議員、区長、副区長、教育長並びに法第八十条の五第一項に規定する委員会の委員及び委員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人(以下「役員等」という。)となつている法人その他の団体(区が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人その他の団体であつて、区議会議員以外の者が役員等となつているものを除く。)を指定管理者に指定することができない。

(指定管理者の指定の取消し等)

第二十条 区長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十八条第二項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 管理の業務又は経理の状況に関する区長の指示に従わないとき。
- 二 第十八条第二項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。
- 三 第二十二条第一項各号に掲げる管理の基準を遵守しないとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

(指定管理者の公表)

第二十一条 区長は、指定管理者の指定をし、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(管理の基準等)

第二十二条 指定管理者は、次に掲げる基準により、公園の管理に関する業務を行わなければならない。

- 一 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理を行うこと。
- 二 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
- 三 公園施設の維持管理を適切に行うこと。
- 四 業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

2 区長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- 一 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
- 二 業務の実施に関する事項
- 三 業務の実績報告に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、公園の管理に関し必要な事項

(過料)

第二十三条 次の各号の一に該当する者に対しては、二千元以下の過料を科することができる。

- 一 第三条第一項ただし書又は第三項の規定に違反して、同条第一項各号に掲げる行為をした者
- 二 第五条の規定に違反して、同条各号に掲げる行為をした者
- 三 第八条第一項又は第二項の規定に違反して、公園を占用した者
- 四 第十四条第一項又は第二項の規定による区長の命令に違反した者

(委任)

第二十四条 この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。